

旧中国の法律公開の方法について

佐
立
治
人

目次

- 一 旧中国法の公開性
- 二 法律公開の方法
- 三 不可解な中田憲説

一 旧中国法の公開性

前稿「旧中国の罪刑法定主義の存在について」（本誌第六十五卷第三号掲載）で、旧中国（帝政時代の中国。以下、単に「中国」と記す。）には真の罪刑法定主義は存在しなかった、とする意見が跡を絶たない原因として、明治期に我が国が中国流の刑法を捨てて西欧流の刑法に切り換えたことが無意味であったとは思いたくない、という研究者の潜在意識を挙げた。しかし、個人の潜在意識に踏み込むような失礼なことをしなくても、原因をもう一つ挙げることでできる。それは、中国の法律は人民に公開されていなかった、という誤解である。罪刑法定主義の目的は、人民が法律を盾に取って官吏の横暴から身を守ることができるようになることと、どのような行為が罪になるかをあらかじめ知ることによって、人民が刑罰を避けることができるようにすることであるから、法律が人民に公開されていなければ、罪刑法定主義の目的が果たせない。

宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」（『全集1』所収、岩波書店、一九九二年。初出は一九五四年。）は、「宋代の人民は、どんな法によって裁判されるかを少しも知らされていなかった。」（一五六頁）、「法は官のものであって人民のものではなく、人民は法を知らないことになっている」（一七六頁）、「法は官府にあるべきもので、人民は法を知ってはならぬという思想は、大体宋代を通じて行われていたと言える。」（二〇六頁）と述べている。

滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判」（『清代中国の法と裁判』所収、創文社、昭和五十九年。初出は一九六〇年。）は、清朝の刑事司法には「官僚を拘束する原理として確かに罪刑法定主義が存在した。しかしそれは（中略）皇帝を頭とし官僚を手足とする統治機構を一方におき、これと人民とを対立させたとき、両者の間に立てられた約束として存在

したのでなく、頭たる皇帝によって手足たる官僚に課された、統治機構の内部規律としてのみ存在したのである。」(七十八頁)と述べている。「罪刑法定主義」という言葉が使われているが、「統治機構の内部規律」を「罪刑法定主義」と呼ぶことはできない。また、「裁判の手続的規制もまた、官僚機構の内部規律として存在し、その遵守は、(中略)違反した官僚に対する上からの懲戒処分によって保障され、人民はただその反射的な利益を受けるに止まった。」(七十八頁から九頁)と述べている。「内部規律」という言葉が使われているからには、その「規律」は人民に公開されていなかったとみなされているのであろう。

しかし実際は中国では、法律は、少なくとも人民に関わるものである限り、人民に公開されていたのである。『春秋左氏伝』昭公六年三月条に附された孔穎達の「正義」に、「魏の李悝は『法経六篇』を作り、漢の蕭何は『九章律』を造り、天下に頒ち、人民に公開しました。秦漢以来、この方法を変えることができません。」(原文。李悝作法、蕭何造律、頒於天下、懸示兆民。秦漢以来、莫之能革。)と記されている(前稿「一日も律無かる可からず」(本誌第六十五卷第五号掲載)を参照)。孔穎達(六四八年歿)が生きた唐代までだけではない。後で説明するように、宋代以降も法律は人民に公開されていたのである。

滋賀前掲論文は、「注目すべきことは、(清朝の制度では。佐立注) 上訴の道は(中略) 広く開かれておりながらも、法の解釈を争う性質の上訴は絶無であったと思われることである。(中略) 上訴に限らず一般に、法の適用は法廷で争われるべき問題でなかったということができるのである。」(三十六頁から七頁)と述べ、「それは宋代においても同様であり、「法は官のものであって人民のものではなかった」のである。」(五十四頁注(154))と、宮崎前掲論文の一節(上掲)を引いている。また、「法の適用はもっぱら官の仕事であって、法廷において当事者が争うべき性質のもの

のではなかったのである。」(六十九頁から七十頁)と述べている。

しかし、南宋の地方官の裁判判決文を集めた『名公書判清明集』を読むと、民間人の訴訟当事者が自ら法律を援用し、さらには自ら法律解釈を行った実例を、少数ながら見つけることができる(前稿「『清明集』の「法意」と「人情」(梅原郁編『中国近世の法制と社会』所収、京都大学人文科学研究所、平成五年)を参照)。また、中島樂章『明代郷村の紛争と秩序』(汲古書院、二〇〇二年。第四章一六二頁から四頁)は、「民」である訴訟当事者が、徽州府の裁判官の審問に答えて、「故らに遠年産土の事例に違っている」と相手方を非難した、成化二十三年(二四八七)の「供状」を紹介して、「朝廷で制定された事例が、民間レヴェルまで周知され、訴訟当事者の供状において法源として引用されているのであり、明代中期ごろの地方裁判の過程で、必ずしも非実定的な「情理」だけではなく、当事者により国法の条文が参照される場合もあったことを示すものであろう。」と述べている。

そもそも滋賀前掲論文は、「審理中に官から不法な虐待を受けたとき、被害者はただちに上訴することができた。一般に人民は、官吏に不法があつたとき、その事実をいつでも監督の立場にある上級機関に訴え出ることができたのであり、裁判に関連する不法についても同様であつたのである。」(三十三頁)と述べている。人民が官吏の「不法」を訴える、ということは、何らかの法律を適用すれば罪になる行為を官吏が行つた事実を人民が訴える、ということであるから、たとえ訴状の中で、あるいは法廷で、その法律の条文を引用しなくても、人民がその法律の適用を裁判官に求める、ということである。

滋賀前掲論文は、「法とは、君主これを定め、官僚これを守り、人民はその反射的效果を享受するにすぎないものであつた。」「夫れ敢えて法を議せざる者は衆庶なり。死を以て〔法を〕(原注)守る者は有司なり。時に因つて法を變

ずる者は賢主なり」(呂氏春秋・察今) (原注) という、明らかに法家の思想に由来する一語のうちに、以後二千年にわたる中国の法のあり方が(中略)トせられていたということが出来る。」(七十九頁から八十頁)と述べている。しかし、『呂氏春秋』慎大覽、察今の「敢えて法を議せざる者は衆庶なり。」という文は、人民は法律の適用を裁判官に求めることができない、という意味ではなくて、人民は法律の内容の善し悪しを議論したり、法律の改正を提案したりすることはできない、という意味である。官僚は法律の改正を提案することはできるけれども、現行の法律を遵守しなければならず、君主だけが時勢に応じて法律を改正することができる、と『呂氏春秋』は述べているだけである。中国では二千年以上も前から、法律が人民に公開されていたのであり、人民は、官吏の横暴から身を守り、自分の権利を守るために、公開された法律の適用を裁判官に求めることができたのである。

それでは、中国では法律はどのような方法で公開されていたのであろうか。旧中国の法律公開の方法を次節で箇条書きにして紹介する。

二 法律公開の方法

旧中国で人民に法律を公開する方法は、次の四種に分類することができる。ア、揭示する方法、イ、官員が教える方法、ウ、科挙の受験勉強用に入手させる方法、エ、印刷して販売する方法である。以下に順番に説明する。

ア、揭示する方法

旧中国では、ハンムラビ法典やローマの十二表法のように一つの法典の全部を一括して揭示した例は、春秋時代の

鄭の刑鼎（前五三六年）及び晋の刑鼎（前五一三年）の他には存在しない。中国の為政者は、法典の全条文を人民がいつでも簡単に見ることができるようになると、人民は、欲が深いので、自分の身体や財産が侵害されているわけでもないのに、法律の規定を抛り所にして、少しでも利益を得ようとして、訴訟を起こし、その結果、訴訟の数が爆発的に増加してしまう、と恐れていたのであろう。本当に自分の身体や財産が侵害されている人民だけが、それに対抗する助けとなる法律を知る機会を与えられさえすれば十分である、と考えていたのであろう。しかし、法典の全条文を人民がいつでも簡単に見ることができるようになっておかないと、人民は自分の身体や財産を守ってくれる法律の存在に気づきにくいし、罪になる行為を人民が避けることができるようにする、という罪刑法定主義のもう一つの目的を達成しにくい。

一つの法典の全部を一括して掲示することは行われなかったけれども、新しく定められた単行法令や法典の中の一でないし数条を掲示することは行われていた。『晋書』刑法志に抛れば、制定されたばかりの晋律から「死罪の条目」を抜き出して、宿駅に掲げて人民に示すことが奏請され、武帝はそれを許可した、という。

日本の『養老令』の「公式令」に、「詔勅を頒行して、百姓の事に関わる者は、行下して郷に至らば皆、里長・坊長をして部内を巡歴して百姓に宣示せしめ、人をして曉悉せしむ」という条文がある。中村裕一『唐代制勅研究』（汲古書院、一九九一年）は、この条文「に対応する唐公式令の条文は、その逸文らしきものも発見することはできないが、（中略）当然存在していたとすべきであろう。」（第五章第三節、九〇三頁から四頁）と述べている。『冊府元龜』卷六十三、帝王部、発号令に「（開元）十六年（七二八）六月、詔して曰く、凡そ制令を宣布するは皆、人の為めにする所以なり。聞くならく、州県、勅を承け、多くは百姓に告示せず。咸（みな）『唐大詔令集』（鼎文書局印行）卷一

一〇、令州県以制敕告示百姓敕は「威」字なし。閭巷の間をして旨意を知らざらしむ。是れ何の道理なるか。(中略) あらゆる制勅処分の事等は、(中略) 百姓をして威みな知らしめよ。(後略)と。」と記されている(中村前掲著書、九〇三頁)。

南宋の『慶元勅令格式』の条文を事項ごとに分けて収載した『慶元条法事類』の巻十六、文書門、詔勅条制に、「手詔及び寛恤事件もしくは条制を被受して、(中略) 事、まさに民間に通知すべき者は、(州県が) 所属する監司、(州県に) 印給して、要会の処に勝せしむ。」という「職制令」が載せられている。また、「手詔及び寛恤事件を奉行して違反する者は、人の越訴するを許す。」という「辞訟令」が載せられている。人が集まる場所に掲示された詔文を抛り所にして、人民は官吏の不法を訴えることができたのである。

後唐の長興二年(九三一)及び北宋の太平興国八年(九八三)に、唐令の「儀制令」の「賤は貴を避け、少は長を避け、軽は重を避け、去は来を避く。」という条文を刻んだ木牌が、全国の交通の要所に立てられた(前稿「ゆく人来る人」(本誌第六十二卷第一号掲載)を参照)。

清の嘉慶年間(一七九六〜一八二〇)に保定府・大名府・広平府・天津府の知府を歴任した張五緯は、清律の誣告条・一人殺死数人条・鬪毆条・強盜条・窃盜条・冒罵条・賭博条等を註解して、悪事を行わないよう人民を諭す告示を、これらの府の属州県に頒発して、掲示させて人民に読ませた。これらの告示は『講求共濟録』の「示」の巻(楊一凡・王旭編『古代榜文告示彙存』第八冊所収、社会科学文献出版社、二〇〇六年)に収められている。また、道光九年(一八二九)に成都府の知府に任じられた劉衡が、所属の州県に命じて掲示させて人民に読ませた「民に勧めて切に生を軽んずること勿からしむ」と題する告示には、自殺に関わる三つの条例の条文が列挙されている。この告示

は『庸吏庸言』（前掲『古代榜文告示彙存』第八冊所収）に収められている。これらの告示は、次のイ、官員が教える方法に分類することもできる。

イ、官員が教える方法

『史記』卷六、秦始皇本紀に「三十四年（前二二三）、（中略）丞相李斯曰く、（中略）今、天下已に定まり、法令、一より出づ。百姓、家に当たりては則ち農工に力む。士なれば則ち法令・辟禁（辟は法。）を学習す。（中略）もし法令を学ぶ有らんと欲するものは、吏を以て師と為さんと。制して曰く、可、と。」と記されている。「吏」は、漢制では、丞相から、秩百石以下の佐史までを指す（『漢書』卷十九上、百官公卿表）。ここに出てくる「吏」は、後世の「胥吏」ではなく、「官員」に当たる。「百姓は農工につとめ、士は法令を学習する。」とあるけれども、「士」（官僚の家の柄の人）だけが、吏を師として法令を学ぶことができる、という趣旨ではあるまい。「百姓」即ち庶民もまた、家業を行うときには（家に当たりては。当家）農工に励み、その余暇を利用して、吏を師として法令を学ぶことができる、という趣旨であったに違いない。なぜなら、始皇帝が即位二十八年（前二一九）に琅邪台に立てさせた石刻に「黔首（民のこと）安寧、兵革を用いず。六親、相い保し、終に寇賊無し。驩欣して教を奉じ、尽く法式を知る。」（『史記』卷六）とあるように、秦朝では人民は「法式」を尽く知っていることになっていたからである。

『商君書』定分篇に、法令を吏民に明確に知らせるにはどうしたらよいか、という秦の孝公の質問に対して、公孫鞅が、法官を置いて天下の師として、法令を知ろうとする吏民は法官に問うようにする、と提案した、と記されている（前稿「法令は民の命なり」（本誌第六十五卷第四号掲載）を参照）。この記述は、吏を以て師と為さんと、と李斯

が始皇帝に提案した事実を反映しているのであろう。

人民が「吏を以て師と為し」て法律を学んだ確かな実例は、秦代の、あるいはそれ以降の比較的古い時代のものは、まだ見つけていない。後世の例であるが、『金史』卷一二七、隱逸、王汝梅伝に「始め律字に由りて伊陽簿と為る。秩、満ち、遂に隱居して仕えず。(中略)生徒、法経を以て字に就く者、兼ねて授くるに経字を以てす。」と記されている。科挙の律科試験に合格して県の主簿となった王汝梅が、任期を終えると官界を去り、律科の受験生に法律を教えていた、というのである。金朝の科挙でも庶民の受験が許されていたから(奴が解放されて良人となった者の子孫も受験を許されていた。『金史』卷五十一、選舉志)、王汝梅の生徒の中には庶民も混じっていたであろう。

南宋時代に著されたと考えられる著者不明の『州県提綱』は、州県官の心得を説いた本である。その卷二に「理無き者に示すに法を以てす」と題する次のような文章が記されている。

【和訳】

官吏ですら、法律に明るい人は少ないのです。庶民は田野で生まれ育ち、朝夕、農作業に従事し、文字を識りません。どうして法律を知ることができましようか。たまたに文字を識る人がいても、あるいは法意を誤認し、あるいは付け焼き刃の知識を振りまわし、勝手に自分に理があると思ひ込み、訴訟が巧みな人に謀られることになり、軽率にも勝訴によって獲得できる利益をあてにして、争わなければ損だという勢いです。往々にして、訴訟をそそのかす人の甘言に乗せられてしまうのです。そのため、拷問や刑罰で身体を傷つけられ、裁判に金を注ぎ込んで破産するに至っても、まだ後悔しない有り様です。どうしてこんなことになるかと言えば、自分が正しいと信じ込ん

でいるからです。もし自分に理が無いとわかっていれば、どうしてわざわざ訴訟を起こすでしょうか。

そこで、州県の裁判官は、庶民は無知であることを常に念頭に置いて、原告被告が出頭すれば、必ず一件書類を詳しく検討し、当事者を何度も詰問し、一方の当事者に理が無いことがわかれば、穏やかな表情で、その人を執務機の近くまで呼び寄せ、道理を諭し、利害を説き、さらに自ら法律書を掲げて、その人に見せ、かつ、条文の句ごとに意味を解説してきかせます。そして、「法律はこのようになっていきますので、あなたが朝廷に上訴したとしても全く同じことです。もし今日、法を曲げてあなたを庇つても、他日、罪を受ける結果に終わります。あなたが後悔すれば、寛大な処分で済ませてあげますが、後悔しないなら、あなたを牢獄に入れて取り調べますよ。」と告げますと、多少でもものわかる人は大抵すぐに後悔しますし、叩頭して泣きながら、「私が争いましたのは、私の方に理があると教えた人がいたからです。ところが法律はこのような内容であるとわかりましたからには、私はこれ以上、何を主張することがありませんか。」と言う人もいます。そして、相手に譲って二度と争わないことを誓願するのです。今まで、この方法を用いて訴訟をやめさせたことが多くあります。頑固にも後悔しない場合にはじめて、その人を牢獄に入れて、法律通りに処分します。そうすれば、その後は大抵、勧告に従わない者は少なくなりません。もし、まず丁寧^{ていねい}に法律を示すことなく、いきなり刑罰を加えたなら、その人が、なおも、罪もないのに罰せられたと思ひ込んで、ますます強く争ってやまないのも当然です。

滋賀前掲「清朝時代の刑事裁判」は、「治者と被治者とが一つの法共同体をなすという関係——何がお互の間の法であるかを語る裁判官、その声に耳を傾けて己れらの法意識を確かめ合う民衆という姿——が帝制中国には存在しな

かった。」(八十頁)と述べている。しかし、『州県提綱』のこの文章の中には、まさしく「何がお互の間の法であるかを語る裁判官、その声に耳を傾ける民衆という姿」が描かれているのである。

ウ、明法科の受験勉強用に入手させる方法

唐の高宗は永徽三年(六五二)五月に、「律の解釈学には定まった注釈がまだありません。そのため年ごとの明法科の受験生には学習の拠り所がありません。律を理解している人を広く召して、注釈を作って奏聞して下さい。」と詔して、中書・門下の監督の下に、律の注釈書を選定させた。三十卷の『律疏』が成り、四年十月九日にたてまつられ、高宗は詔して天下に頒たせた(『唐会要』卷三十九、定格令。原文。至(永徽)三年五月、詔、律学未有定疏、毎年所举明法、遂無憑準。宜广召解律人、修义疏奏闻。仍使中书门下监定参撰。律疏成。三十卷。(中略)四年十月九日、上之。詔頒于天下。)。『通典』卷五十三、吉礼、大学に「大唐(中略)西京国子監、六学を領す。(中略)四に律学と曰う。生徒五十人。注。年十八以上、二十五以下を取る。八品九品の子孫及び庶人の法令に習う者を以て之れと為す。」と記されているように、唐の律学には庶民も入学することができた。すると、律学の生徒である庶民は、『律疏』を筆写する、あるいは筆写された『律疏』を入手することが許されていた、と考えなければならない。なお、庶民が律学に入學する点について言えば、イ、官員が教える方法に分類することができる。

『宋会要輯稿』選举十二、仁宗天聖三年(一〇二五)条に「十一月、国子監言う、諸科(進士科以外の科)の举人(受験者)は、唯だ明法一科のみ、律文及び疏、未だ印本有らず。ここに真本(正しいテキスト)を得て習読すること難きを致す。欲し望むらくは、官を差して校定し、雕版して施行せんことを。と。(仁宗)これに従う。」と記され

ている。同じ事実が『玉海』巻六十六、詔令、律令下、天聖律文音義に「(天聖) 七年(一〇二九) 四月、判国子監孫奭言う、詔に准り、律文及び疏を校定す。(中略) 律文音義一卷を作る。文義同じからざれば、即ち訓解を加う。と。詔して崇文院をして雕印せしめ、律文と並び行わしむ。是れより先、(天聖) 四年(一〇二六)、『宋会要輯稿』選挙十二は天聖三年と記す。) 十一月、奭言う、諸科は唯だ明法一科のみ、律文及び疏、未だ印本有らず。挙人、真本を得て習読すること難し。と。詔して国子監直講楊安国・趙希言・王圭・公孫覿・宋祁・楊中和をして校勘せしめ、判監孫奭・馮元をして詳校せしむ。(天聖) 七年十二月に至りて畢る。鏤板して頒行す。」と記されている。

これらの記事に拠れば、北宋の天聖七年に明法科の受験者の学習用に、律文と律疏および『律文音義』が崇文院(秘書監の前身)で印刷され、頒行された。すると、宋朝では、明法科の受験者は、官庁が印刷した律文および律疏を購入することができたのである。そして、『宋会要輯稿』選挙十四、発解に「淳化三年(九九二) 三月二十一日、詔して曰わく、(中略) もし是れ本貫ならず、及び工商雜類、身に風疾有り、眼目を患い、曾て刑責に遭うの人は、並びに解送の限りに在らず。(後略) と。」と記されているように、宋朝では、「工商雜類」や重病人、刑責を受けたことがある人を除いて、庶民は科挙を受験することができたのである(荒木敏一『宋代科挙制度研究』東洋史研究会、一九六九年。六十八頁から七十九頁。同書に拠れば、僧道の還俗した者および吏人も科挙を受験することができた。)

北京図書館に所蔵されている宋刻の『律』十二卷『律音義』一卷は、天聖七年に刊行された律文および『律音義』を南宋中期に覆刻したものである(岡野誠「北京図書館蔵宋刻律十二卷音義一卷簡介」『中嶋敏先生古稀記念論集(上巻)』所収、一九八〇年。同「近刊の景宋刊本律附音義について」『法律論叢』第五十三卷第一・二合併号掲載、

明治大学法律研究所、一九八〇年)。その影印本が『律附音義』(上海古籍出版社、一九七九年)である。

なお、律文および律疏が印刷頒行された点について言えば、次のエ、印刷して販売する方法に分類することができ
る。

エ、印刷して販売する方法

印刷して販売する方法は、A、官庁が印刷する方法と、B、民間の本屋あるいは私人が印刷するのを政府が許可または黙認する方法との二つがある。

A、官庁が印刷する方法

『玉海』巻六十六、詔令、律令下、建隆新定刑統・編勅に「一本。建隆四年(九六三)七月己卯、工部尚書・判大理寺竇儀、建隆重定刑統三十卷・編勅四卷を進るたてまつ。詔して大理寺に付し、刻板摹印して、天下に頒行せしむ。」と記されている。この『建隆重定刑統』即ち『宋刑統』および『編勅』について、仁井田陞「宋代法典刻板考」(『補訂中国法制史研究(法と慣習・法と道徳)』第七章、東京大学出版会、一九九一年)は、「これが宋代最初の雕板法典であり、もし宋前に法典の刊刻がなかったとすれば、これがまた中国における刻板法典の最初のものとなる。」(一四一頁)と述べている。官庁が法典を印刷する場合は、下級官庁あるいは官員に配布するのが目的である場合があるから、印刷された法典を人民が入手できるとは限らない。けれども、建隆四年に印刷された『宋刑統』は人民も入手できたのではないかと考える。なぜなら、『宋会要輯稿』選舉十二、明経科、太宗太平興國四年(九七九)条に「十一月十

日、詔して曰く、(中略) 自今、礼部は、あらゆる 應進士・九經・五經・三史・通礼・三礼・三伝の引試の日、宜しく律及び律疏の中に於いて、義三五条を問うべし。(後略)と。」と記されているように、太宗は、『宋刑統』が印刷頒行された建隆四年から十六年後の太平興国四年に、進士科および明經諸科の試験で、律および律疏の問題を出すよう礼部に命じた。太宗がこのような命令を下すことができたのは、律および律疏を収めている『宋刑統』を、庶民を含む科挙の受験者が入手することが当時できたからであろう、と考えるからである。

『大明令』に附されている明の太祖の洪武元年(一三六八)正月十八日の聖旨に「朕おもうに律令は、天下を治むるの法なり。(中略)ここに命じて四方に頒行せしむ。惟れ爾ら臣庶、わが至意を体せよ。」とあり、洪武三十年(一三九七)五月に作られた「御製大明律序」に「編写して書を成す。中外に刊佈し、臣民をして遵守するところを知らしむ。」とある。「臣庶」「臣民」は臣と庶、臣と民、すなわち官員と人民という意味であるから、『大明令』と『大明律』とは、入手する機会を人民にも与える目的で刊行されたとみなすことができる。すると、官庁が刊行した『大明令』『大明律』を人民も入手することができたはずである。

明の周弘祖(嘉靖三十八年(一五五九)の進士)が著した『古今書刻』(『明代書目題跋叢刊』下冊所収、書目文獻出版社、一九九四年)の上編に拠れば、『大明令』と『大明律』とは、次に掲げる中央および地方の各官庁から刊行されていた。内府(宦官が掌る財務官庁)から『大明律』『大明令』、南京国子監から『大明令』『大明律』、南直隸の淮安府から『大明令』、浙江按察司から『大明律』、江西省の布政司から『大明律』、瑞州府から『大明律』、福建省の布政司から『大明律』、延平府から『大明令』、湖広按察司から『大明律例』(「例」は「問刑条例」)、河南布政司から『大明律』。

清の順治三年（一六四六）五月に作られた「御製大清律序」に、「乃ち刊布を允^{ゆる}す。名づけて大清律集解附例と曰う。（中略）子孫臣民、其れ世世これを守れ。」とあるから、清律およびそれに附された条例も、入手する機会を人民にも与える目的で刊行されたとみなすことができる。

B、民間の本屋あるいは私人が印刷するのを政府が許可または黙認する方法

仁井田前掲「宋代法典刻板考」は、「宋代では、民間に法典の刻板を許さなかった。もしこれを鏤刻したものがあるときは、これを処罰することになっていた。」（一四五頁）と述べ、根拠として『慶元条法事類』卷十七、文書門、雕印文書に載せられている「律勅令格式・刑統・統降条制・厝日を私雕し、或いは盗印する者は、各々杖一百。（注。（中略）仍お千里に編管す。）人の告するを許す。」という「雜勅」の条文、編勅の印売を禁じる元祐三年（一〇八八）三月一日の詔（『宋会要輯稿』刑法二之三十七）、慶歴二年（一〇四二）に、杭州仁和県の知県が「刑統律疏正本」を「金科正義」と名づけて印売したために罪に問われ、その板木が破毀された、という事件（『宋会要輯稿』刑法二之二十六）を挙げている。

また、宮崎前掲「宋元時代の法制と裁判機構」も、「民は依らしむべく、知らしむべからず、という政治の立前から言えば法は官府にあれば十分であり、人民は只儒教の教える所に従って居ればよい。寧ろ人民が法律知識をもっているのは、政治に害をもたらずものとして、法律書は宋代に禁書の一つに数えられていたのである。当代の刑法書たる編勅は勿論であるが、既に歴史的な古典となりつつある刑統すらも板行を禁ぜられていた。」（一九八頁）と述べ、根拠として、仁井田論文が挙げる史料の他、『統資治通鑑長編』卷一一九、景祐三年（一〇三六）七月丁亥条の「民

間にて編敕・刑書を私に写すを禁じ、及び鏤版するを得る母からしむ。」という記事、『宋会要輯稿』刑法六之十六の「治平元年（一〇六四）四月三日、左侍禁・監温州商稅徐可道、兵典をして編敕を写さしむ。事既に発す。乃ち公用に充つと題す。法寺は私罪の杖に断ず。詔して特に改めて公罪と為す。」という記事、「民庶、編敕を伝録するを禁ず。」という元祐三年（一〇八八）十二月十八日の詔（『宋会要輯稿』刑法二之三十七）を挙げてゐる。

しかし、『慶元条法事類』所載「雜勅」に「私雕」、『長編』卷一一九の記事に「私写」とあるように、宋代に禁止されていたのは、民間人が法典を印刷筆写すること自体ではなく、官民を問わず、官司の許可を得ることなく勝手に（私に）法典を印刷したり筆写したりすることであつた。それが禁止されていた理由は、不正確な法文が出まわるのを防ぐこと、法典を利用して金もうけをされないようにすることであつたであらう。あるいは、法典を自由に印刷することを認めれば、法典のコピーをするには筆写するしかなかつた時代に比べて想像もつかないほど多数の人民が法典を入手することにより、訴訟の数が爆発的に増加することを宋の政府は恐れていたのかもしれない。すると現実には、法典を印刷する許可を民間の本屋が官司から得ることは難しかったかもしれない。しかし、一人の民が、たとえば、明法科を受験しよと言つて、もよりの州県の庁舎で『宋刑統』の律文および律疏を筆写する許可を州県の官司から得ることは難しくなかつたであらう。ましてや、一人の民が、自分が巻き込まれている紛争に関係がある条文だけを筆写する許可を官司から得ることは簡単であつたに違いない。ただし、編勅について言えば、仁井田・宮崎両論文に挙げられている史料を見る限り、元祐三年時点では、編勅を印刷することも筆写することも禁じられていたようである。

宮崎前掲「宋元時代の法制と裁判機構」は、「元代になると法律書の私蔵・出版に関する禁令は撤廃されて、全く

自由に放任されることになった。」(二〇一頁)と述べている。しかし、『元史』卷一〇五、刑法志、禁令に「諸て但すべそ詔旨・条画を降すに、民間にて輒またりに小本を刻して市において売る者は、これを禁ず。」とあるから、元代でも民間の本屋が法律書を出版するには官司の許可が必要であった時期があつたのであろう。宮崎論文はまた「書店が法律書を編纂し刊行することは、元代にあつては、(中略)別に珍しいことではなかつた。」(二三二頁)と述べ、「民間、自ら、耳目の得るところの敕旨・条令を以て、雜採して類編し、刊行して帙を成す。曰く断例条章、曰く仕民要覽。各家、一本を収置し、以て準繩と為す。」という大徳七年(一三〇三)の鄭介夫の上奏文(『歴代名臣奏議』卷六十七、治道)を引いている。そして、「されば元典章新集が、書肆の手によつて編輯され、刊行されても不思議はない。」(二三二頁)と述べる。宮紀子『モンゴル時代の出版文化』(名古屋大学出版会、二〇〇六年。第1部第2章一二六頁)に拠れば、『元典章』は江浙行省建寧路建安県の陳氏余慶堂によつて出版されたという。

明朝では、民間の本屋が『大明律』を出版することが政府から黙認されていたらしい。『明憲宗実録』卷一九六、成化十五年(一四七九)閏十月甲戌条に「巡撫南直隸兵部尚書兼都察院左副都御史王恕奏すらく、(中略)近ごろ在京の書坊、大明律を刊行するに、後ろに会定見行律一百八条有り。何時にて会定する者なるかを知らず。(中略)但だ四方に流伝して未だ新進の士を誤つ有ることを免れざるを恐るのみ。(中略)皆、軽重、倫を失す。天下に行う可からず。其の板を以て之れを毀たんことを乞う。と。是に至り、法司、會議し、(中略)書坊に行し、即ちに刻するところの本を將もつて焼毀せしめ、違う者は並びに治むるに罪を以てせんとす。之れに従う。」と記されている。在京の民間の書店が刊行した『大明律』に「会定見行律」という名の、いつ定められたのかもわからず、罪刑の釣り合いが取れていない条文が百八条附されているので、その板木を焼き捨てるよう政府が書店に命じた、というのである。

もし民間の本屋が『大明律』を刊行するには官司の許可が必要であったならば、『大明律』が刊行された後になつてはじめて、それに「会定見行律」が附されていることを政府が知る、という事態にはならなかつたであろう。また、もし民間の本屋が『大明律』を刊行することが黙認されていなかったのであれば、政府が書店にその板木を焼き捨てるよう命じるために、「会定見行律」が『大明律』に附されていることを理由にする必要はなかつたはずである。なお、『明実録』のこの記事は、佐藤邦憲「明律・明令と大誥および問刑条例」（滋賀秀三編『中国法制史』所収、東京大学出版会、一九九四年。四五八頁から九頁）に取り上げられている。

『古今書刻』上編に拠れば、明代、福建省建寧府の書坊（民間の本屋）から『大明律』『大明令』『問刑条例』『大明会典』が刊行されていた。

清朝でも、民間の本屋が『大清律例』を出版するには官司の許可が必要であつたことを示す史料は見かけないから、民間の本屋が『大清律例』を出版することは政府から黙認されていたのであろう。

三 不可解な中田薫説

中田薫「支那律令法系の發達について」補考（『法制史論集』第四卷所収、岩波書店、昭和四十六年。初出は昭和二十八年。）は、春秋戦国時代の法令について、「今人或は「民可使由之、不可使知之」（原注。論語、泰伯八）の語によつて、中国古代の法は秘密主義であつたと説く。これは全く此文そのものの意味を曲解した謬説であるのみならず、全く史実に反した臆断である（原注略）」（二七九頁）と述べ、春秋戦国時代の法は人民に公開されていた、と正しく主張する。ところがその一方で、春秋戦国時代の「法令は総て君主が臣僚に下した国政執行の準則」（一六

三頁)であり、「君主が賞罰の政を行うがために、人民を指導し監督し裁判する準則として、守職の臣守法の吏に下した公法である。もとより人民はこれに依て間接にはその權益の保護に浴するが、しかしこれを直接の目的とした人民の法ではない。」(同頁)と述べる。

それでは、一体何の目的で人民に法を公開したかと言えば、中田論文は次のように述べる。「人民をして法を厳守せしむるが為めには、法を周知せしむることが肝要である。商子はその方法として卷五、定分二六で「為法令、置官置吏」くことを提案している。乃ち中央に三法官を、各郡県封地に各一法官を置き、吏民の法令を知らざる者の質問に応じて法規を教え、以て吏の非法、民の犯法を防止するの手續であるが、その詳細は原文に譲り今縷説しない。商子は此主法官設置の必要を説いて衆民に法律教育を施して、無知犯法の危険より彼等を救う為めであると云う。(中略)法令を民衆に悉知せしむることは徳治法治に通じて絶対必要である。しかし商子の右提案によつて意図する所は、徳治におけるが如く人民を善に導く為めではなく、又近世におけるが如く人民の權益を擁護する為めでもない、全く民をして法を畏れしめる為めである。」(一三一頁)

このように中田論文は、『商君書』定分篇の中で、商鞅が法官の設置を提案して、人民に法を周知させようとしたのは、人民に法を畏れさせ、人民に法を厳守させるためであった、と述べる。しかし、人民に法を周知させて、人民に法を厳守させるのであれば、その法は、「君主が臣僚に下した国政執行の準則」であるにはとどまらず、君主が人民に下した行為規範でもあることになる。

不可解なのは、中田論文が、『商君書』定分篇に記されている、「(法官が)吏民の法令を知らざる者の質問に応じて法規を教え、以て吏の非法、民の犯法を防止するの手續」にせつかく注目しながら、「その詳細は原文に譲り今縷

説しない。」と述べて、定分篇の次のような文章を取り上げなかつたことである。その結果、「商子の右提案によつて意図する所は、（中略）近世におけるが如く人民の權益を擁護する為めでもない、全く民をして法を畏れしめる為めである。」という誤つた意見を主張するに至つたのである。

【和訳】

法令の内容を知ろうとする吏民は皆、法官に質問します。故に天下の吏民で法律を知らない者はいません。吏は、民が法令の内容を知つてゐるということを明らかに知ります。故に吏は敢て非理非法に民を扱ふことができません。（中略）吏が民に対して法律に従わない扱いをすれば、民は法官に質問します。法官はただちに法律が定める罪を民に教えます。民はさつそく法官の言葉を正しく吏に伝えて、法律の規定がこのようであることを知らせます。故に吏は敢て非法に民を扱おうとはしません。（原文は前稿前掲「法令は民の命なり」に掲げてある。）

この文章を読めば、商鞅が、法官を置いて人民に法律を知らせよう提案したのは、官吏の法律違反による侵害から人民を守るためでもある、即ち「近世におけるが如く人民の權益を擁護する為め」でもあることがわかるはずである。中田論文は一体なぜ、この文章を取り上げなかつたのであろうか。不可解であると言ひようがない。